



# 手話言語でつながる社会に

## ～須坂市手話言語条例～

2026年4月1日施行



### 手話は言語です。

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法があり、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語です。手話言語を必要とする「きこえない・きこえにくい人」にとって、意思の疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために必要な言語です。

市では、市民一人ひとりが、手話言語についての理解を深め、障がいのある人もない人も、共に支えあい、いきいきと暮らせる社会を目指して、須坂市手話言語条例を制定しました。日常生活や社会生活の中で、より手話言語を使用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。



# 「手話は言語」みんなの理解と協力を

みんなで大切にしていける考え方は？



## 基本理念

ろう者が、自立して生活し社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し心豊かに共生する地域社会の実現を目指します。そのために、手話言語の理解と普及を促進し、手話言語での意思疎通を図りやすい環境を構築していきます。また、ろう者の手話言語等による意思疎通を円滑に図る権利は尊重されなければなりません。

## 市が担うべき役割は

市は、手話言語の普及とろう者が手話言語による意思疎通ができ、地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進します。

※ろう者とは、きこえない人やきこえにくい人のうち手話言語を使い日常生活や社会生活を営む人



どんなことをするの？

### 1 手話言語への理解と普及

市民のみなさんと事業者のみなさんへ手話言語に対する理解の促進・手話の普及に努めます。

- ・市ホームページ、広報須坂、SNS などによる情報発信
- ・手話の日のイベントなどによる周知啓発
- ・手話言語に関する出前講座

### 2 意思疎通手段として手話言語を

選択でき、手話言語を使用しやすい環境の構築

手話言語を必要とする聴覚に障がいのある人が、手話による情報を取得しやすく、手話を使用しやすい環境づくりを進めます。

- ・手話通訳派遣事業
- ・遠隔手話通訳システムの導入
- ・市主催行事などにおける手話通訳対応
- ・市職員の手話言語研修



\*9月23日は「手話の日」、  
新記念日として制定されました！



### 3 手話通訳者の確保と養成

手話通訳者の確保・登録を推進することや、手話奉仕員の養成など、手話を必要とする聴覚に障がいのある人の意思疎通支援を行います。

- ・手話奉仕員養成講座
- ・手話通訳者スキルアップ研修会

### 4 手話言語を学ぶ機会の確保

小中学校を対象に、手話言語に関する学習の機会を提供します。また、市民のみなさんが手話言語を学ぶ機会として手話講座などを開催します。

- ・福祉教育の一環として、須坂市社会福祉協議会により、情報提供及び学習を支援
- ・長野県や市が行う出前講座の活用

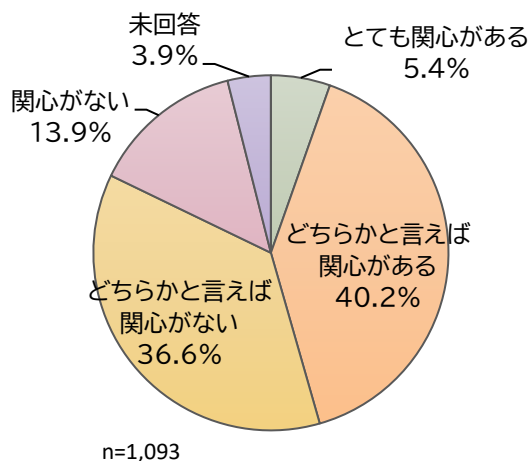
## 市民のみなさんは

基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めます。



まずは、手話に興味や関心を持ちましょう。手話言語に関するイベントや講座などへ参加することや、きこえない・きこえにくい人への対応や手助けの仕方について考えましょう。

【問 手話について関心がありますか？】



【問 手話に関心を持った理由は？】

(関心があると回答した方のうち)

| 理由                      | 割合    |
|-------------------------|-------|
| 家族や知人に聴覚障がい者がいる         | 9.2%  |
| 聴覚障がい者とコミュニケーションをとってみたい | 18.9% |
| 手話を使ったニュース、ドラマを見たことがある  | 56.4% |
| 教養として興味がある              | 24.9% |
| その他                     | 7.6%  |
| 未回答                     | 1.0%  |

n=498

(2024年10月実施 地域福祉計画市民アンケート調査より)

## 事業者のみなさんは

基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備、手話言語の使用に関しての配慮に努めます。



【合理的な配慮の提供とは】

事業者による合理的配慮の提供の義務は、障害者差別解消法で定められています。障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示がされた場合に、その実施に伴う負担が過度でない範囲で、必要かつ合理的な対応をすることです。

- \* 施設や店舗などで、手話言語や筆談などの方法でコミュニケーションをとりましょう。
- \* きこえない・きこえにくい従業員が職場に適應できるよう、手話言語を覚えたり、筆談や絵・図、文字起こしアプリなどを利用して、意思疎通を図りましょう。



# 正しい理解と適切なサポートを

聴覚に障がいのある人は、普段どんなことに困っているのでしょうか。車いすの人や白い杖をついている人は、ひと目で障がいのあることがわかります。しかし、耳が聞こえないことは、一見して障がいがあることがわかりにくく、何に困っているのか気づかれにくい障がいです。

何に困っているのかを知って、適切なサポートにつなげましょう。ちょっとした「気づき」や「心配り」がコミュニケーションを円滑にします。



こんなときは、どうしたらいいの？



## ○音による情報に気づかない

病院や銀行などの呼び出しや駅・商業施設などのアナウンスが聞こえません。

また、自動車のクラクションや自転車のベルが鳴っても聞こえないので、対応することができません。

- ・聞こえない人が近くにいる場合は、音や声を目に見える形(手話・筆談・身振り・指差しなど)で伝えましょう。
- ・軽く合図してから顔を見て話しましょう。
- ・顔の表情や口元がよく見えるようにしましょう。

## ○複数での会話が難しい

複数の人が同時に話すと、相手の口の動きや表情を見ることができず、だれがどのような話をしているか理解できません。

- ・1対1で話しましょう。
- ・暗い場所や逆光を避け、できるだけ明るい場所や静かな場所で話しましょう。

## ○コミュニケーション方法を確認

日常生活では、手話を使わない人・手話が理解できない人もいます。その人の望むコミュニケーション方法を理解して、使うようにしましょう。

- ・電話で連絡できない人がほとんどです。連絡には、FAX やメールを使いましょう。

